

山梨県道路公社

雁坂トンネル有料道路の通行料金等改定のお知らせ

令和元年10月1日に消費税率が10%に引き上げられることに伴い、雁坂トンネル有料道路の通行料金及び回数券料金が改定されます。

1 通行料金の改定日 令和元年10月1日(火) 午前0時から

2 通行料金及び回数券料金

現行

車種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等	
1回の通行料金	730円	880円	1,200円	2,040円	580円	70円	
回数券	11回券	7,450円	8,980円	12,240円	20,810円	5,920円	740円
	60回券	37,450円	45,140円	61,560円	104,650円	29,750円	3,670円
	100回券	59,570円	71,810円	97,920円	166,460円	47,330円	5,850円



改定後

車種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等	
1回の通行料金	740円	900円	1,220円	2,080円	590円	70円	
回数券	11回券	7,550円	9,190円	12,440円	21,210円	6,020円	740円
	60回券	37,960円	46,170円	62,590円	106,700円	30,270円	3,670円
	100回券	60,380円	73,440円	99,550円	169,730円	48,140円	5,850円

:改定実施

3 回数券について

現在販売している回数券については、令和元年10月1日以降も引き続き使用することができます。(通行の際に追加料金をお支払いいただくことはありません。)

4 障害者割引について

障害者割引については、普通車、中型車、軽自動車の通行料金において、半額(10円未満切り上げ)となります。

現行

車種	普通車	中型車	軽自動車等
1回の通行料金	370円	440円	290円

:改定実施



改定後

車種	普通車	中型車	軽自動車等
1回の通行料金	370円	450円	300円